

分野	17	通番	1
法律名	鉄道事業法(昭和三十六年法律第百九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第22条	第6項	ア	
第22条	第7項	ア	
第22条	第8項	ア	

分野	17	通番	2
法律名	都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第11条	第1項	×	
第11条	第4項	×	
第12条	第2項	×	
第12条	第4項	×	
第13条	第3項	×	
第13条	第6項	×	
第14条	第2項	×	
第14条	第3項	×	
第14条	第4項	×	
第14条	第5項	×	
第14条	第7項	×	
第14条	第8項	×	
第14条	第12項	×	
第14条	第14項		準用規定
第19条	第1項	×	
第20条	第1項	×	
第22条	第1項	×	
第22条	第2項	×	

分野	17	通番	3
法律名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条	第1項	×	
第10条	第2項	×	
第10条	第4項		道路法の適用
第13条	第1項	×	
第13条	第2項	×	
第13条	第3項	×	
第15条	第2項	×	
第17条	第5項	×	
第17条	第6項		建築基準法の準用
第17条	第8項		建築基準法の準用
第18条	第2項		準用規定
第23条	第2項		建築基準法の準用
第25条	第2項	×	
第25条	第3項	×	
第25条	第5項	×	
第25条	第6項	×	
第25条	第7項	×	
第25条	第10項	×	
第25条	第12項		準用規定
第26条	第2項	×	
第26条	第3項	×	
第27条	第2項	×	
第31条	第1項	×	
第31条	第3項	×	
第31条	第4項	×	
第31条	第5項	×	
第31条	第6項	×	
第31条	第7項		準用規定
第32条	第1項	×	
第32条	第2項		準用規定
第32条	第3項	×	
第32条	第4項	×	
第32条	第5項		
第34条	第1項	×	
第34条	第2項	×	

分野	17	通番	3
法律名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第34条	第3項	×	
第34条	第4項	×	
第34条	第5項	×	
第34条	第6項		準用規定
第35条	第5項	×	
第35条	第6項		準用規定
第36条	第1項	×	
第36条	第2項	×	
第36条	第3項	×	
第36条	第4項	×	
第36条	第5項	×	
第36条	第6項		準用規定
第39条	第1項	i	
第39条	第2項		土地区画整理法の準用
第39条	第3項	i	
第42条	第1項	×	
第43条	第1項	×	
第43条	第2項	×	
第43条	第3項	×	
第44条	第2項		準用規定
第45条	第4項		準用規定
第47条	第2項		準用規定
第48条	第2項	×	
第50条	第2項	×	
第50条	第3項		準用規定
第53条	第5項	ア	

分野	17	通番	4
法律名	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第2項	×	
第5条	第4項	×	
第5条	第5項	×	
第5条	第6項	×	
第5条	第7項	×	
第5条	第9項		準用規定
第6条	第2項	×	
第6条	第3項	×	
第7条	第2項	×	
第9条	第2項	×	
第9条	第7項		準用規定
第11条	第1項	×	
第11条	第2項	×	
第11条	第3項	×	
第14条	第2項	×	
第14条	第7項		準用規定
第16条	第1項	×	
第16条	第2項	×	
第16条	第3項	×	
第19条	第2項	×	
第19条	第6項		準用規定
第22条	第2項	×	
第22条	第7項		準用規定

分野	17	通番	5
法律名	都市モノレールの整備の促進に関する法律(昭和四十七年法律第二百二十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条		×	

分野	17	通番	6
法律名	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第12条	第3項	×	

分野	17	通番	7
法律名	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第32条	第6項	vii	第40条第4項で準用
第32条	第8項	vii	第40条第4項で準用
第37条		vii	
第38条	第1項	vii	
第38条	第2項	vii	
第39条		vii	
第40条	第1項	vii	
第40条	第2項	vii	
第40条	第3項	vii	
第41条	第2項		準用規定

分野	17	通番	8
法律名	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第6項	×		
第3条の3	第1項	×		
第3条の3	第2項	×		
第3条の3	第4項	×		
第3条の3	第8項	×		
第3条の3	第9項	×		
第3条の3	第10項	×		
第3条の3	第11項			準用規定
第4条	第2項			適用規定
第4条	第3項	iv	f	
第4条	第4項	×		
第4条	第8項	iv	f	
第9条	第2項			準用規定
第10条	第2項	i		
第16条	第3項	×		
第22条	第2項			準用規定
第27条		×		
第31条	第2項	×		
第33条	第2項			準用規定
第34条				準用規定
第35条	第3項	×		
第37条	第2項	×		
第37条	第3項			読替規定
第37条の2	第1項	×		
第37条の2	第2項	×		
第37条の2	第3項	×		
第37条の3	第2項	×		
第38条	第2項	×		
第38条	第3項	×		
第38条	第7項	×		
第38条	第8項	×		
第38条の2	第7項	×		
第38条の2	第8項	×		
第38条の2	第9項	×		
第38条の2	第10項	×		

分野	17	通番	8
法律名	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第39条	第2項	×		
第40条の2	第2項	ア		
第40条の2	第3項	ア		
第41条	第2項			準用規定
第41条	第3項	i		
第43条の7				準用規定
第43条の8	第4項			準用規定
第44条	第1項	×		
第44条	第2項	×		
第44条	第5項	×		
第44条の2	第1項	×		
第44条の2	第2項	×		
第44条の2	第3項	×		
第44条の2	第4項			準用規定
第46条	第1項	ii iv	g	
第46条	第2項	ii		
第47条	第2項	×		
第49条		×		
第49条の2	第1項	ア		
第50条の3	第3項	×		
第50条の4	第2項	ii		
第50条の4	第3項	×		
第50条の4	第4項	×		
第50条の4	第6項	×		
第50条の4	第8項	×		
第50条の5	第2項	×		
第54条の3	第2項	ii		
第54条の3	第3項	×		
第54条の3	第4項	×		
第54条の3	第5項	×		
第54条の3	第8項			国有財産法の準用
第54条の3	第11項	×		
第55条	第6項			国有財産法の準用
第55条の2	第2項	ア		
第55条の2	第3項	ア		

分野	17	通番	8
法律名	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第55条の2	第4項	ア	
第55条の4	第1項	i	
第55条の4	第2項		準用規定
第55条の5	第1項	i	
第55条の7	第3項	×	
第55条の8	第2項		準用規定
第56条	第3項		準用規定
第56条の2	第2項		準用規定
第56条の2の2	第1項	×	
第56条の3	第2項	×	
第56条の3	第3項	×	
第56条の3	第4項	×	
第56条の3	第5項	×	
第56条の4	第2項	ア	
第56条の4	第3項	ア	
第56条の4	第4項	ア	
第56条の5	第2項	ア	
第58条	第3項	×	
第60条の2	第2項	×	

分野	17	通番	9
法律名	北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第2項			準用規定
第4条	第3項			港湾法の準用
第5条	第2項			港湾法の準用

分野	17	通番	10
法律名	特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	×	

分野	17	通番	11
法律名	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条		×	

分野	17	通番	12
法律名	水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	e	
第2条	第2項	iv	e	
第3条		v		
第4条		iv v	a	
第5条	第1項	x		
第9条	第1項	ア		
第9条	第2項	ア		
第10条	第2項	x		
第11条	第1項	ア		
第11条	第2項	ア		
第11条	第3項	ア		
第11条	第4項	ア		
第16条	第4項	ア		
第16条	第5項	ア		
第16条	第6項	ア		
第17条	第1項	ア		
第18条		ア		
第19条		ア		
第22条				準用規定
第25条	第1項	ア		
第25条	第2項	ア		
第26条				準用規定
第27条	第2項	ア		
第27条	第3項	ア		
第28条	第1項	ア		
第28条	第3項	ア		
第29条	第1項	ア		
第29条	第2項			適用規定
第30条	第1項	ア		
第30条	第2項	ア		

分野	17	通番	13
法律名	海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第28条	第1項	×	

分野	17	通番	14
法律名	旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第5条	第2項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第6条	第1項	イ	第24条により都道府県が処理する事務
第6条	第2項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第6条の3	第2項		準用規定
第6条の4	第2項		準用規定
第6条の4	第4項	ア	
第7条	第4項	ア	
第8条	第3項		準用規定
第9条	第2項		準用規定
第12条の2	第2項	イ	第24条により都道府県が処理する事務
第12条の15	第2項		準用規定
第19条	第3項		準用規定
第20条		ア	第24条により都道府県が処理する事務
第21条		×	第24条により都道府県が処理する事務
第22条の23	第1項	×	第24条により都道府県が処理する事務
第23条	第1項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第23条	第2項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第23条の2	第1項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第23条の2	第2項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第23条の2	第3項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第23条の2	第4項	ア	第24条により都道府県が処理する事務
第26条	第3項	ア	第24条により都道府県が処理する事務

分野	17	通番	15
法律名	通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第19条		ア	
第21条	第1項	ア	
第21条	第2項	ア	
第22条		ア	
第25条	第1項	ア	
第27条		×	
第29条	第3項	ア	
第33条	第2項	ア	
第33条	第3項	ア	

分野	17	通番	16
法律名	国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第12条	第3項	×	
第13条	第3項	×	
第18条	第2項		準用規定
第44条	第5項	ア	

分野	17	通番	17
法律名	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第6条	第2項	×	

分野	17	通番	18
法律名	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 (平成九年法律第九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	iv	g	
第4条	第4項	×		
第4条	第5項	×		
第4条	第6項			準用規定
第14条	第2項	×		
第15条	第1項	×		
第15条	第2項	×		
第15条	第3項	×		
第16条	第2項	iv	d	
第20条	第2項	ア		
第24条	第1項			通訳案内士法の準用規定
第24条	第2項			通訳案内士法の準用規定
第24条	第3項			通訳案内士法の準用規定

分野	17	通番	19
法律名	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第4項	×	
第4条	第5項	×	
第4条	第6項	×	

分野	17	通番	20
法律名	空港法(昭和三十一年法律第八十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第2項	×	
第10条	第2項	×	
第12条	第1項	×	
第12条	第2項	×	
第13条	第1項	×	
第14条	第3項	×	